

# 金沢中交通安全協会だより

2022年



何かと制約の多かった生活も少しずつ元に戻りつつあり、レジャー・ショッピングなどで外出する機会も増え、車や歩行者・自転車の往来も増えてきましたが、それに伴い、交通事故が増える懸念もあります。

道路交通の場での何気ない自分の行動が、知らず知らずのうちに他者(車)に危険や迷惑を及ぼしていないかどうか今一度チェックし、周囲に対する目配り・気配りを怠ることなく、安全通行・安全運転に努めることが大切です。

事故防止の決め手は…  
**目配り・気配り!**



## 令和4年 夏の交通安全県民運動

～交通マナーアップいしかわ～

期間 7月11日(月)～7月20日(水)



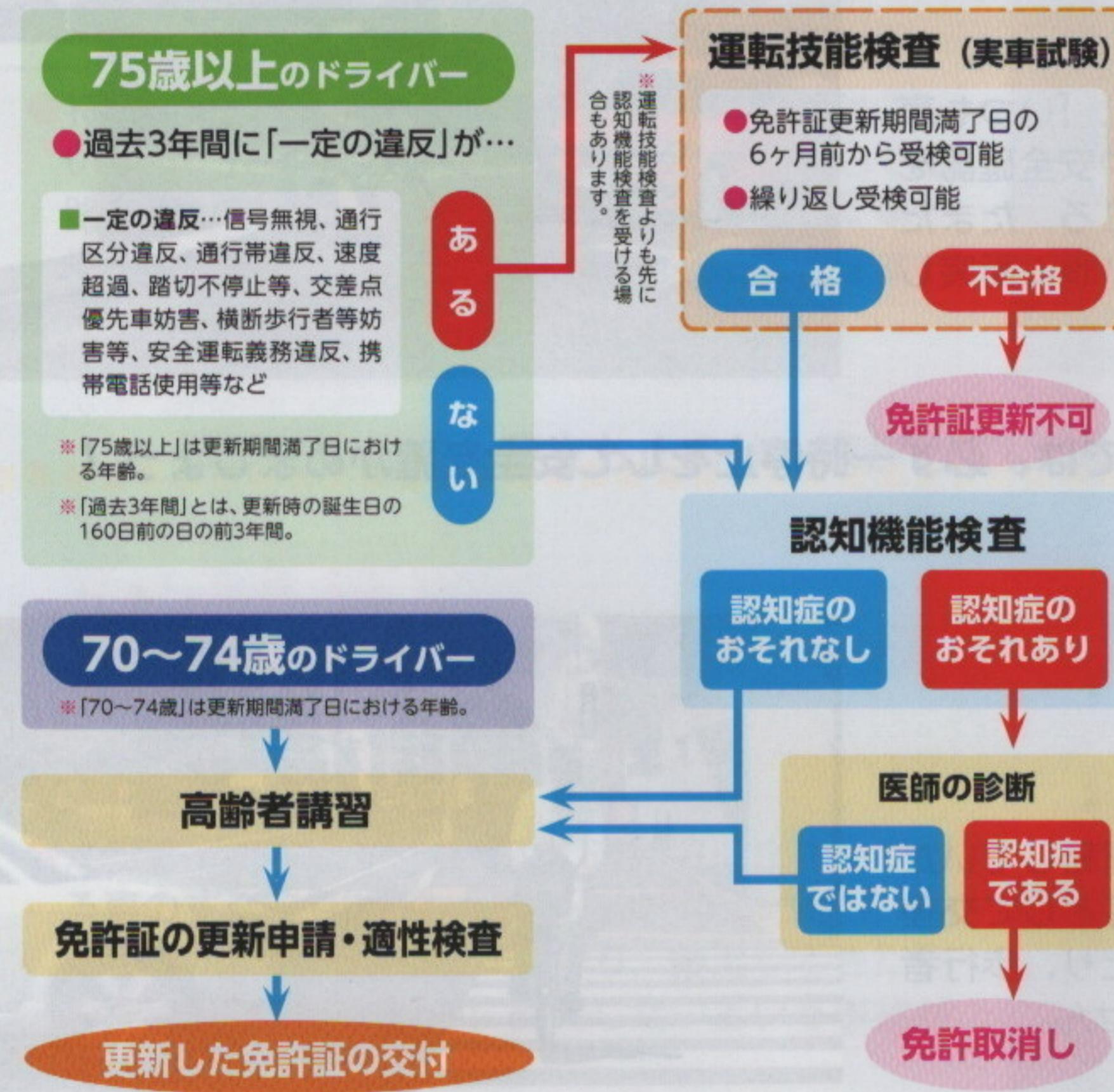
- (運動の重点)
- ◆ 子供と高齢者の交通事故防止 (北陸三県統一重点)
  - ◆ 無謀・暴走・過労・飲酒運転の根絶と運転マナーの向上
  - ◆ 自転車の安全利用の推進 (特に自転車安全利用五則の周知徹底)
  - ◆ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

# 令和4年5月13日施行・道路交通法一部改正

## 「一定の違反歴」がある75歳以上の免許証更新者に 「運転技能検査」の受検が義務づけられました！

■75歳以上で「一定の違反歴」があるドライバーが免許証を更新するには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に「運転技能検査」(実車試験)を受けなければなりません。「運転技能検査」は繰り返し受けることが可能ですが、合格しなければ免許証を更新することはできません。※更新期間満了日が令和4年11月12日以前の人は「運転技能検査」受検の対象外です。

### 70歳以上のドライバーの免許証更新の流れ



### 「サポートカー限定免許」が新設されました！

■サポートカー(安全運転サポート車)とは、事故防止や事故による被害軽減に有効な一定以上の先進安全性能を有した普通自動車のこと、運転することができる普通自動車をサポートカーに限定する条件が付与された免許が「サポートカー限定免許」です。

■この免許は、加齢による心身機能の低下などにより運転技能に不安がある高齢ドライバーを想定したもので、普通免許を受けているドライバーであれば年齢にかかわらず、都道府県公安委員会に申請して普通免許に「サポートカー限定」の免許条件を付与することができます。



### 令和3年度 金沢中交通安全協会 収支計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

#### 会員の皆様へ

日頃、当協会の事業につきまして格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

交通安全協会は皆様からお預かりした会費を主な財源に安全で住みよい街づくりを目指して活動しております。また、会費につきましては、毎年度厳重な監査を受けて各種事業に充てております。今後も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 収入の部

|          |             |
|----------|-------------|
| 特定資産運用収入 | 42円         |
| 会費収入     | 10,646,450円 |
| 雑収入      | 118,621円    |
| 投資活動収入   | 1,500,000円  |
| 前期繰越収支差額 | 1,208,375円  |
| 収入合計     | 13,473,488円 |

収入決算額…13,473,488円 支出決算額…12,493,344円 次年度繰越金…980,144円

#### 支出の部

|          |             |
|----------|-------------|
| 事業費支出    | 11,233,418円 |
| 管理費支出    | 841,616円    |
| 特定資産取得支出 | 418,310円    |
|          |             |
| 次期繰越収支差額 | 980,144円    |
| 支出合計     | 13,473,488円 |

### 金沢中街頭交通推進隊員の募集

金沢中街頭交通推進隊は、金沢市長、金沢中交通安全協会長、金沢中警察署長が連名で委嘱している交通ボランティアです。

地域の校下をもとに各支隊を構成し、制服を着て朝夕の街頭監視や児童の保護誘導活動等を行っています。交通ボランティアに興味のある方、退職して少し時間に余裕ができた方、地域の子供の安全と笑顔を守る活動に意欲的な方など、街頭交通推進隊に入りませんか。

活動はその方の仕事や都合に合わせて、可能な限りでしていただければけっこうです。

★入隊希望やお問い合わせは下記までご連絡下さい★

■金沢中街頭交通推進隊事務局 ☎263-1223

■金沢中警察署交通第一課 ☎222-0110

歩行者  
の皆さん

# 身に覚え はありません

道路を渡るときは事故に遭う危険性が高いのに…

## 1 いきなり道路を 渡っていませんか？

- 特に自宅近くの通り慣れた道路で「いつも車はこないから…」と油断し、安全確認をおろそかにして道路を渡り始めたところ、たまたまやってきた車と横断中に衝突した…という事故が多発しています。



横断前に必ず一度立ち止まり、車がきていないかしっかり確かめましょう！

## 2 車のすぐ前や後ろから 渡っていませんか？

- 走り去った車のすぐ後ろや、道路脇に止まっている車のすぐ前や後ろから道路を渡り始めたところ、その車が安全確認の妨げになり、接近してきた別の車に気づかず横断中に衝突した…という事故が多発しています。



近くに車がない、左右の見通しが良いところで渡りましょう！

## 3 夜間、車がきているのに 渡り始めていませんか？

- 近づいてくる車のライトが見えているにもかかわらず、暗さで車との距離を見誤り、「まだ遠くにいるので渡れる…」と道路を渡り始めたところ、思ったよりも早く接近してきた車と横断中に衝突した…という事故が多発しています。



車が近づいてきているときは、その車が通りすぎるまで待ちましょう！

ドライバーの皆さんには、歩行者・自転車の危険行動を予測し、そ

なんか？

「自分本位」な行動をしていないか、  
セルフチェックして改善しましょう！

自転車利用者  
の皆さん

自転車にも、ちゃんと交通ルールが定められているのに…

## 1 いきなり交差点に 進入していませんか？

- 「止まれ」の標識があるにもかかわらず、「いつも車はこないから…」と油断し、一時停止や安全確認を怠っていきなり交差点に進入したところ、たまたま交差道路からやってきた車と出会い頭に衝突した…という事故が多発しています。



「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止をして安全を確かめましょう！

## 2 スマホを使いながら 運転していませんか？

- スマホを手に持って画面を見ながら運転していたところ、赤信号や一時停止標識を見落として交差道路からきた車と出会い頭に衝突したり、歩行者と衝突したりする事故が少なくありません。



運転しながらスマホを使用するのは絶対にやめましょう！

## 3 当たり前のように歩道を 通行していませんか？

- 歩道では歩行者の通行が優先であるにもかかわらず、我が物顔で歩道を通行していた自転車が歩行者に衝突する事故が少なくありません。

※自転車は車道の左側通行が原則です。自転車が歩道を通行できるのは、13歳未満や70歳以上が運転する場合、「通行可」の標識や標示がある場合などに限られます。



歩道通行が可能な場合でも、歩行者が多い歩道では自転車を押して歩きましょう！

危険が現れても確実に避けられる「構え」で運転しましょう！